

医療法人北辰会 蒲郡市みらいあ地域包括支援センター運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人北辰会は、蒲郡市が委託する蒲郡市地域包括支援センター運営事業（以下「委託事業」という）を実施するため、蒲郡市みらいあ地域包括支援センター（以下「事業所」という）を開設、介護保険法（平成9年法律第123号。）に定める要支援の状態にある高齢者・第一号介護予防支援事業対象者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援事業・第一号介護予防支援事業を提供すること及び地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、必要な人員及び管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が行う事業の運営方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

(2) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うものとする。

(3) 事業所は、利用者の意思及び尊厳を尊重し、利用者の立場に立って、提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

(4) 事業所は、地域の保健、医療及び福祉サービス機関や住民の自発的な活動による地域の取組み等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 蒲郡市みらいあ地域包括支援センター
- (2) 所在地 蒲郡市栄町9-20

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（保健師と兼務）

管理者は、事業所の担当職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに事業所の運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 担当職員

保健師または経験のある看護師 2人（うち管理者1人）

社会福祉士 1人
主任介護支援専門員 1人
介護支援専門員 1人

担当職員は、利用者からの相談に応じるほか、依頼による介護予防サービス計画の作成、サービス調整業務、利用者へのモニタリング等一連のマネジメント業務に従事するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日は除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(2) 前号に定めるもののほか、特に止むを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(事業内容)

第6条 事業所は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 包括的支援事業
- (2) 指定介護予防支援事業
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (4) 任意事業
- (5) 前各号に掲げる他、第1条の目的を達成するための事業

(指定介護予防支援事業の提供方法、内容及び利用料)

第7条 指定介護予防支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた計画を作成する。

(4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

(5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

2 指定介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(事業の委託)

第8条 事業所は、委託事業に規定する介護予防事業を行うにあたって、次に掲げる業務を、指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

- (1) 対象者の把握及び課題分析（アセスメント）
- (2) 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画（以下「計画」という）の作成及び変更
- (3) モニタリング
- (4) 計画の評価
- (5) サービス利用実績の作成
- (6) 事業所への計画及びサービス利用実績の報告

(利用契約)

第9条 事業所が介護予防事業を行うにあたっては、利用者と契約を締結しなければならない。

(事業の実施地域)

第10条 事業を実施する地域は、蒲郡市立中部中学校区とする。

(秘密の保持)

第11条 事業所の職員は、利用者の個人情報の保護に万全を期すとともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。業務が終了した後及び解職となった後もまた同様とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(苦情対応)

第13条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対し、迅速に適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、担当職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるとともに、業務体制の整備を図るものとする。

2 この規定に定めるもののほか、運営に関する必要な事項については蒲郡市、医療法人北辰会及び事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規定は、平成 21年 1月 21日から施行する。

附則

この規定は、平成 21年 8月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成 21年 10月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成 22年 4月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成 25年 3月 21日から施行する。

附則

この規定は、平成 25年 4月 15日から施行する。

附則

この規定は、平成 26年 4月 16日から施行する。

附則

この規定は、平成 26年 5月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成 27年 5月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成 29年 4月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成 29年 10月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成 30年 6月 27日から施行する。

附則

この規定は、平成 30年 9月 26日から施行する。

附則

この規定は、平成 31年 4月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和 1年 5月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和 1年 5月 16日から施行する。

附則

この規定は、令和 1年 6月 16日から施行する。

附則

この規定は、令和 1年 8月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和 1年 10月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和 2年 2月 16日から施行する。

附則

この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和 2年 5月 16日から施行する。

附則

この規定は、令和 3年 2月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和 3年 6月 2日から施行する。

附則

この規定は、令和 4年 2月 16日から施行する。

附則

この規定は、令和 4年 7月 13日から施行する。

附則

この規定は、令和 5年 9月 5日から施行する。

附則

この規定は、令和 5年 12月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和 6年 3月 31日から施行する。